

少年警察活動規程

〔平成10年11月9日〕
〔本部訓令第15号〕

（概要）

この規程は、少年の非行防止及び福祉を図り、その健全な育成に資するため、少年の補導、保護、事案処理の手續その他少年警察活動に関して、必要な事項を定めたものである。